

# 令和元年度東京都税制調査会

## 第 1 回 小委員会

### 「 3 様々な経済社会の変化に関する資料」

令和元年 6 月 1 4 日

### 「3 様々な経済社会の変化に関する資料」 目次

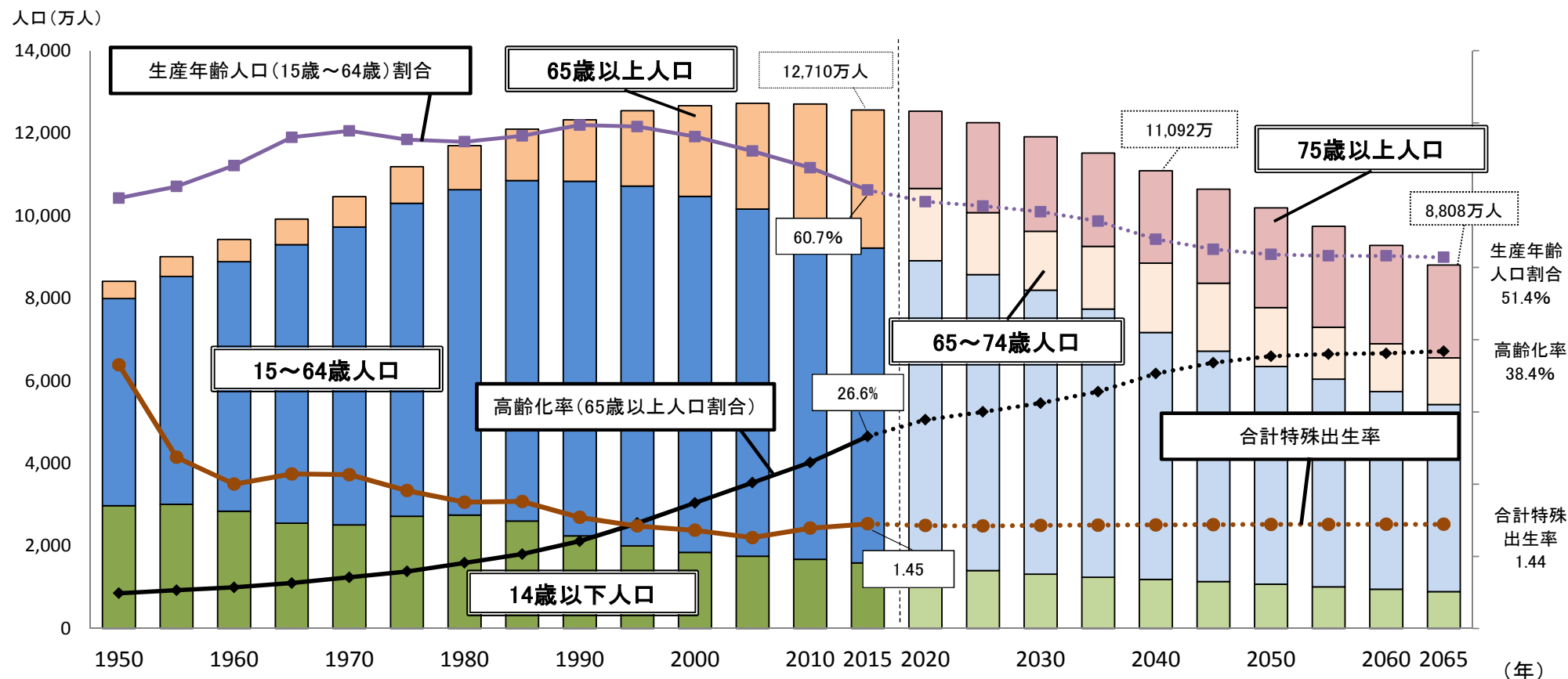
| 資 料 名                                      | 頁  |
|--------------------------------------------|----|
| 日本の人口の推移                                   | 1  |
| 都道府県別65歳以上人口                               | 2  |
| 在住外国人人口の推移                                 | 3  |
| 一般世帯の変化・将来推計（全国）                           | 4  |
| 一般世帯の変化・将来推計（東京都）                          | 5  |
| 平均寿命の推移と将来推計                               | 6  |
| 人生100年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月）概要       | 7  |
| 国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計結果（平成30年度） | 8  |
| 社会資本の管理者別施設数                               | 9  |
| 正規・非正規雇用者数の推移                              | 10 |
| Society5.0の概要                              | 11 |
| 「Society5.0時代の地方」の実現に向けた基本的考え方             | 12 |
| 「Society5.0時代の地方」実現に向けた施策の考え方              | 13 |
| 「Society5.0時代の地方」の実現                       | 14 |

### 「 3 様々な経済社会の変化に関する資料 」 目次

| 資 料 名                              | 頁  |
|------------------------------------|----|
| デジタル化の進展                           | 15 |
| 自動車をめぐる大変革                         | 16 |
| 社会保障給付費の見通し （ベースラインケース）（成長実現ケース）   | 17 |
| 社会保障負担の見通し （ベースラインケース）（成長実現ケース）    | 19 |
| 地方分権改革のこれまでの経緯等                    | 21 |
| 国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移（成長実現ケース） | 22 |
| 経済財政運営と改革の基本方針2019（仮称）原案 ～概要～      | 23 |

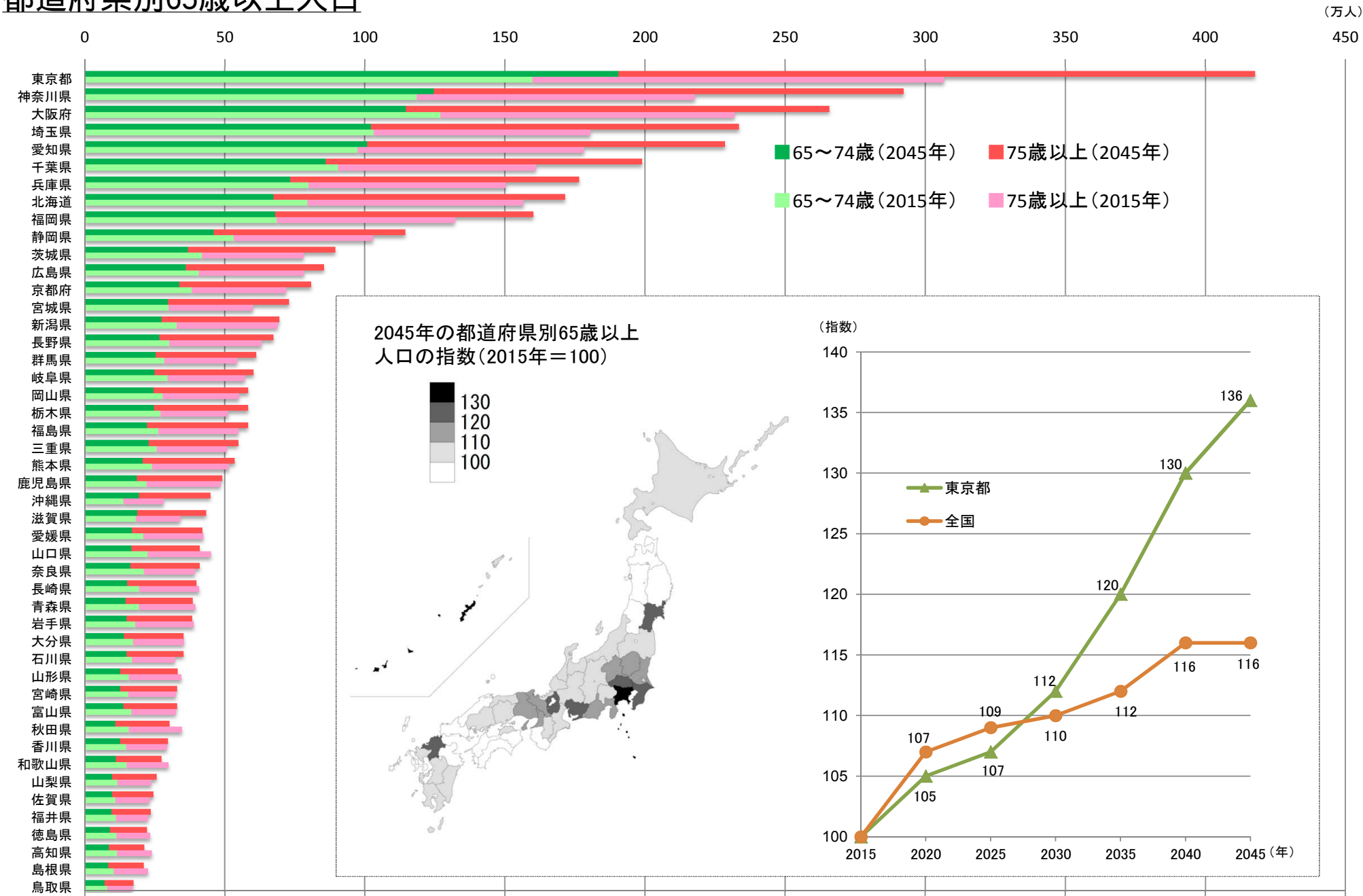
# 日本の人口の推移

- 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。
- 団塊世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の約18%となると推計されている。
- 団塊ジュニア世代が全て高齢者となる2040年代に、高齢者人口はピークを迎えることが見込まれる。
- 2065年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。
- 65歳以上の高齢者を支える15歳から64歳までの働き手は、2065年には、高齢者1人あたり1.3人まで減少することが見込まれる。



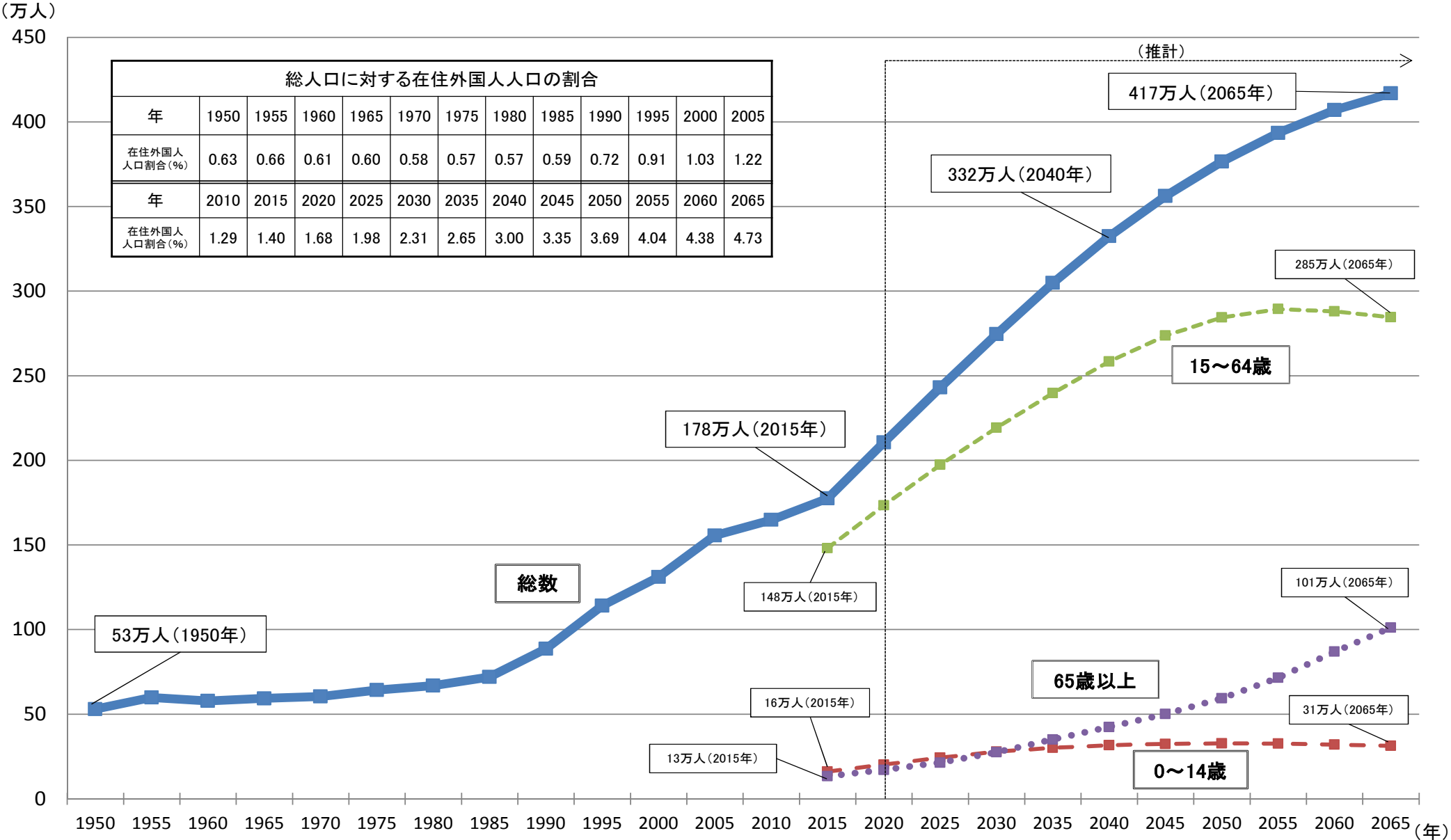
注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・(死亡中位)推計、合計特殊出生率の推移(3仮定)」、総務省「自治体戦略2040構想研究会第一次報告(概要)」、総務省「日本の統計」、内閣府「平成30年版 少子化社会対策白書」及び厚生労働省「社会保障制度改革の全体像」より作成。  
 2 2015年までは国勢調査等をもとにした実績値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

都道府県別65歳以上人口



注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成。

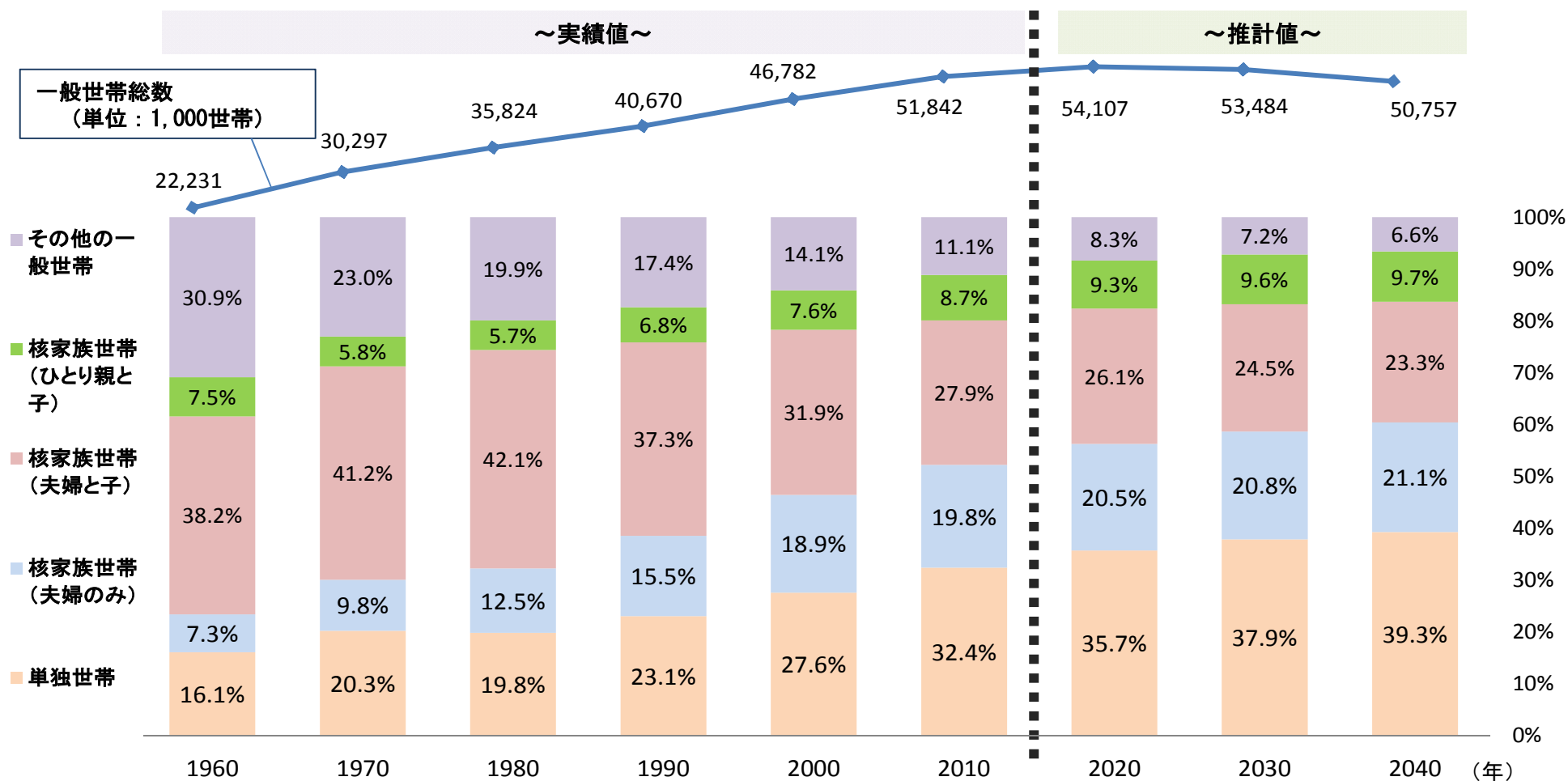
# 在住外国人人口の推移



注1 2010年までは、総務省統計局「平成27年国勢調査」、2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」より作成。  
2 1965年の外国人人口は、20%抽出集計結果による。  
3 1990年から2005年の外国人人口は、外国人に関する特別集計結果による。  
4 2010年までの外国人人口は、国籍不詳を含まず、2015年の外国人人口は、国籍不詳をあん分した人口を含む。2020年以降の外国人人口は、2015年の外国人人口を基準人口とした推計。  
5 2015年から2065年までの外国人人口は、外国人を含む日本の総人口から日本人人口を差し引いたものである。

## 一般世帯の変化・将来推計（全国）

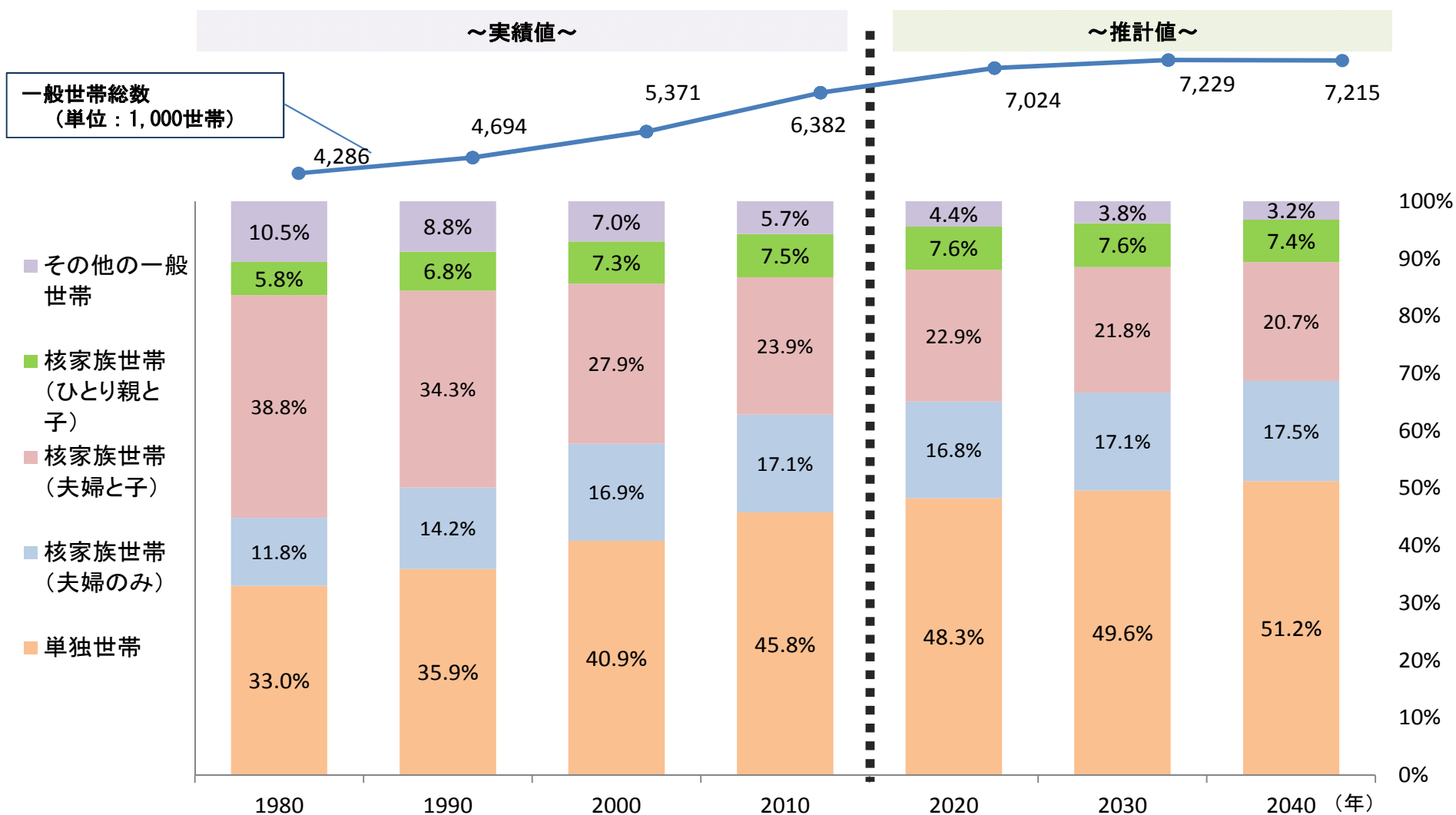
- 全国の一般世帯総数は2023年をピークに減少に向かう。
- 全国の単独世帯数は2015年以降も増加が続くが、2032年をピークに減少に転じる。
- 夫婦と子から成る世帯の世帯数は、全国では1985年をピークに減少局面に入っている。



- 注1 総務省統計局「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019（平成31）年推計）」より作成。  
1960年から2010年までの実績値は、総務省統計局前掲資料、2020年から2040年までの推計値は、国立社会保障・人口問題研究所前掲資料による。
- 2 1960年から1990年までは、旧分類区分による集計結果、2000年は、2010年から国勢調査で適用している新分類区分による遡及集計結果による。
- 3 1960年の集計は1%抽出集計結果により、かつ沖縄県を除く。また、1960年、1970年は、「6人以上の単身の住み込みの営業使用人の世帯」を含む。
- 4 2010年は世帯の家族類型「不詳」を含む。
- 5 端数処理（四捨五入）の関係で、合計と内訳が一致しないことがある。

## 一般世帯の変化・将来推計（東京都）

- 都内の単独世帯と夫婦のみの世帯は、2040年まで増加傾向で推移。
- 単独世帯の割合は、2035年に50%を超え、2040年には51.2%になる。

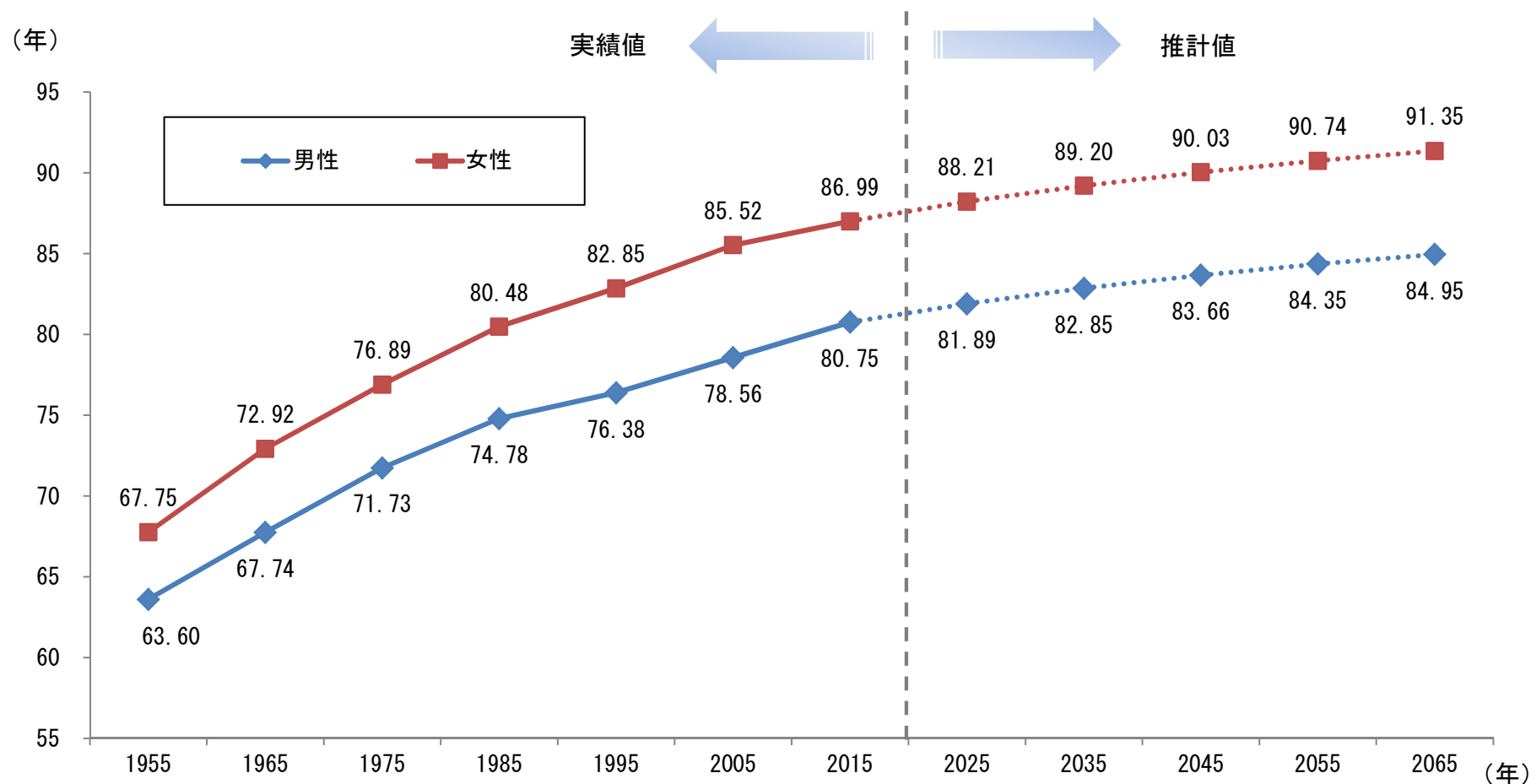


注1 総務省統計局「平成27年国勢調査」、東京都総務局統計部「東京都世帯数の予測」（平成31年3月）より作成。  
1980年、1990年の実績値は、総務省統計局前掲資料、2000年から2040年までの実績値・推計値は、東京都総務局統計部前掲資料による。

2 端数処理（四捨五入）の関係で、合計と内訳が一致しないことがある。

## 平均寿命の推移と将来推計

- 平均寿命（2015年）は男性80.75年、女性86.99年である。
- 2045年には女性の平均寿命が90年を超える見通しとなっている。



注1 1955年から2015年までは厚生労働省「第22回生命表（完全生命表）」による実績値、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果である。

2 1965年以前は沖縄県を除く値である。

3 0歳の平均余命が「平均寿命」である。

# 人生100年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月）概要

## 第1章 基本構想の考え方

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

## 第2章 幼児教育の無償化

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（認可外保育施設）の費用についても対象範囲等を定めた上で無償化とする。

## 第3章 高等教育の無償化

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。

## 第4章 大学改革

大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない。そのため、「各大学の役割・機能の明確化」「大学教育の質の向上」「学生が身に付けた能力や付加価値の見える化」「大学の連携・統合」等を進める。

## 第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

## 第6章 高齢者雇用の促進

人生100年時代を見据え、高齢者雇用を促進する必要がある。そのため、働き方改革実行計画に盛り込まれた高齢者の就業促進策に取り組むほか、「65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備」「公務員の定年の引上げ」等を進める。

注 人生100年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月）（首相官邸ホームページ）より作成。

## 国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計結果（平成30年度）

- 予防保全の考え方によるインフラメンテナンスの実施を基本として、近年の取組の実績や新たな知見等を踏まえ、国土交通省所管分野における今後30年後までの維持管理・更新費を推計。
- 長期的な費用の増加の程度は、20年後、30年後ともに約1.3倍となる見込み。その間、26年後に最大の1.4倍（7.1兆円）。また、今後30年間の維持管理・更新費の合計は、176.5～194.6兆円程度。
- 今後、引き続き、新技術やデータの積極的活用、集約・再編等の取組による効率化を図り、持続的・実効的なインフラメンテナンスの実現を目指す。

単位：兆円

|          | 2018年度※1 | 最大値は <b>7.1兆円</b> （26年後（2044年度）時点） 倍率 <b>1.4倍</b> |                    |                    |                    |  | 30年間 合計<br>（2019～2048年度） |
|----------|----------|---------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|--------------------------|
|          |          | 5年後<br>（2023年度）                                   | 10年後<br>（2028年度）   | 20年後<br>（2038年度）   | 30年後<br>（2048年度）   |  |                          |
| 12分野合計   | 5.2      | [1.2]<br>5.5 ～ 6.0                                | [1.2]<br>5.8 ～ 6.4 | [1.3]<br>6.0 ～ 6.6 | [1.3]<br>5.9 ～ 6.5 |  | 176.5 ～ 194.6            |
| 道路       | 1.9      | [1.2]<br>2.1 ～ 2.2                                | [1.4]<br>2.5 ～ 2.6 | [1.5]<br>2.6 ～ 2.7 | [1.2]<br>2.1 ～ 2.2 |  | 71.6 ～ 76.1              |
| 河川等※2    | 0.6      | [1.2]<br>0.6 ～ 0.7                                | [1.4]<br>0.6 ～ 0.8 | [1.6]<br>0.7 ～ 0.9 | [1.6]<br>0.7 ～ 0.9 |  | 18.7 ～ 25.4              |
| 下水道      | 0.8      | [1.1]<br>1.0 ～ 1.0                                | [1.5]<br>1.2 ～ 1.3 | [1.5]<br>1.3 ～ 1.3 | [1.6]<br>1.3 ～ 1.3 |  | 37.9 ～ 38.4              |
| 港湾       | 0.3      | [1.1]<br>0.3 ～ 0.3                                | [1.0]<br>0.2 ～ 0.3 | [1.0]<br>0.2 ～ 0.3 | [0.9]<br>0.2 ～ 0.3 |  | 6.0 ～ 8.3                |
| その他6分野※3 | 1.6      | [1.1]<br>1.6 ～ 1.8                                | [0.9]<br>1.3 ～ 1.4 | [0.9]<br>1.2 ～ 1.4 | [1.1]<br>1.6 ～ 1.7 |  | 42.3 ～ 46.4              |

※1 2018年度の値は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

※2 河川等は、河川・ダム、砂防、海岸の合計

※3 6分野は、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設

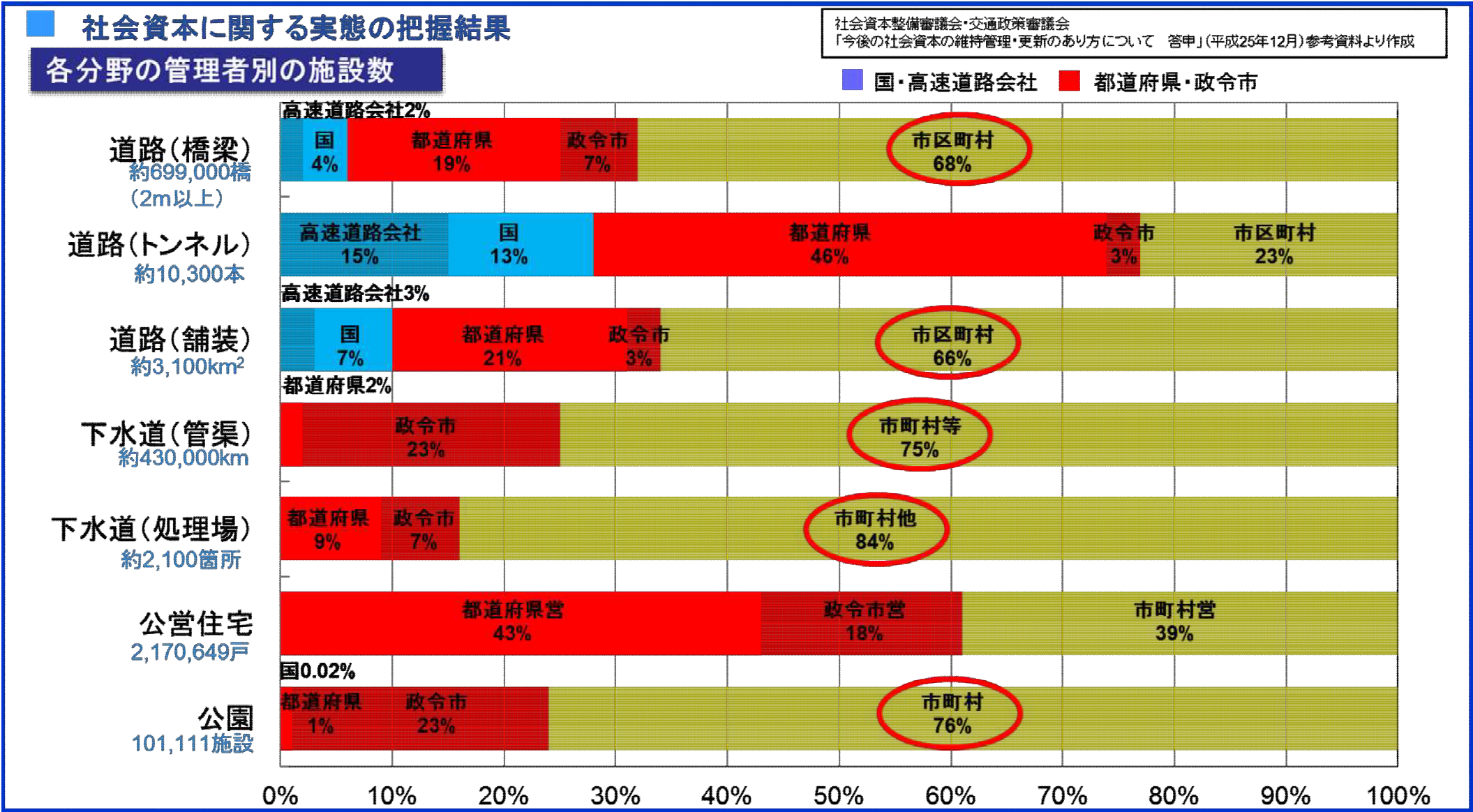
凡例：[ ]の値は2018年度に対する倍率

### （参考）主な推計の実施条件

1. 国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方道路公社、（独）水資源機構、一部事務組合（海岸、下水道、港湾）、港務局（海岸、港湾）が管理者のものを対象に推計。  
このほかに、全国の鉄道事業者約200社は、維持管理・更新費として、約38.4兆円（2019～2048年度）と推計。  
高速道路6会社は、維持管理・更新費として約19.4兆円（2019～2048年度）を予定。
2. 更新時に、現行基準への適合のための機能向上を実施。
3. 点検・修繕・更新等を行う場合に対象となる構造物の立地条件や施工時の条件等により、施工単価が異なるため、この単価の変動幅を考慮し、推計値は幅を持った値としている。

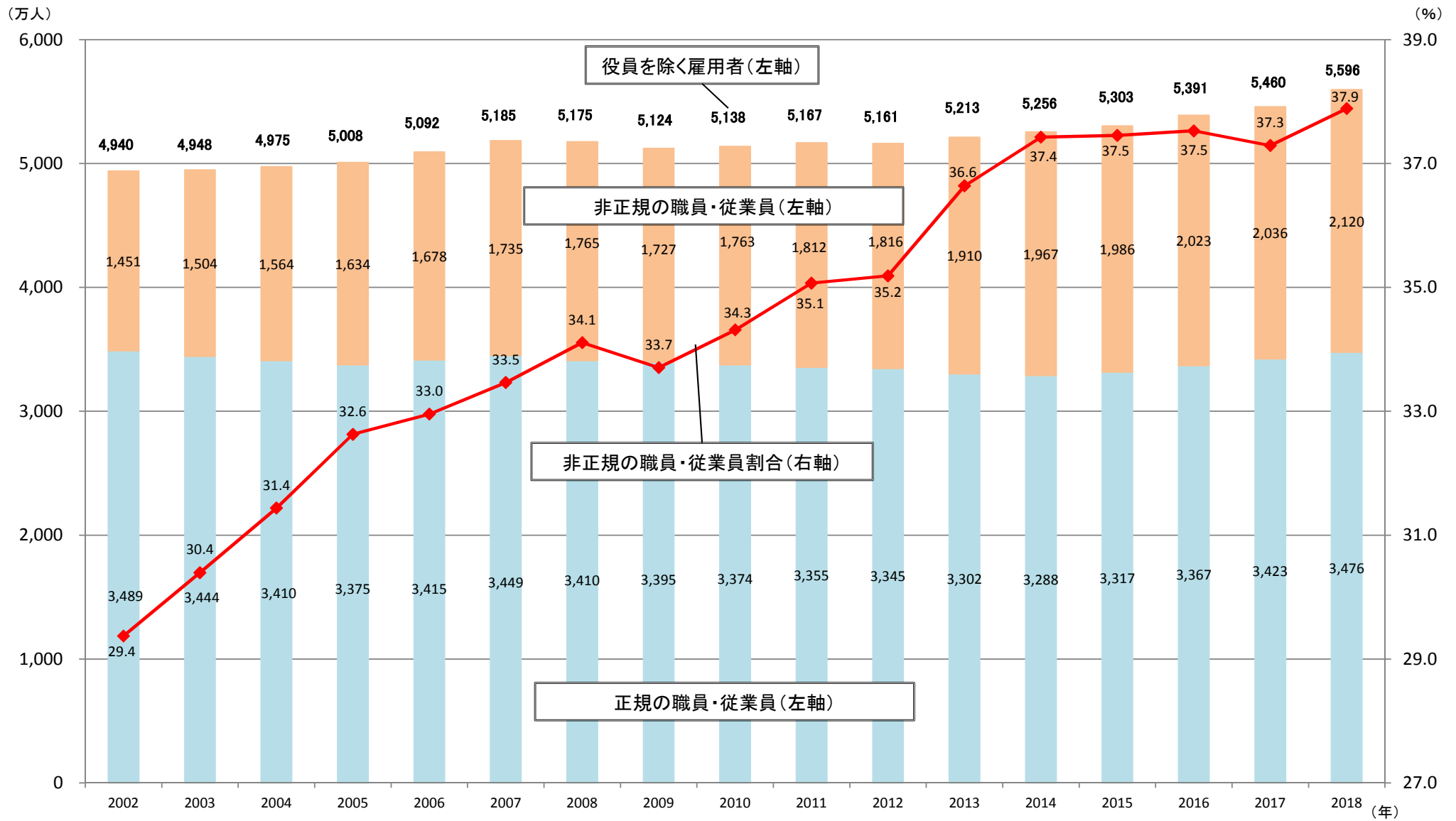
注 国土交通省「第42回社会資本整備審議会計画部会及び第40回交通政策審議会交通体系分科会計画部会」（平成31年2月21日） 参考資料2より抜粋。

社会資本の管理者別施設数



注 国土交通省「第42回社会資本整備審議会計画部会及び第40回交通政策審議会交通体系分科会計画部会」(平成31年2月21日) 参考資料2より抜粋。

## 正規・非正規雇用者数の推移



注1 総務省統計局「労働力調査詳細集計」により作成。

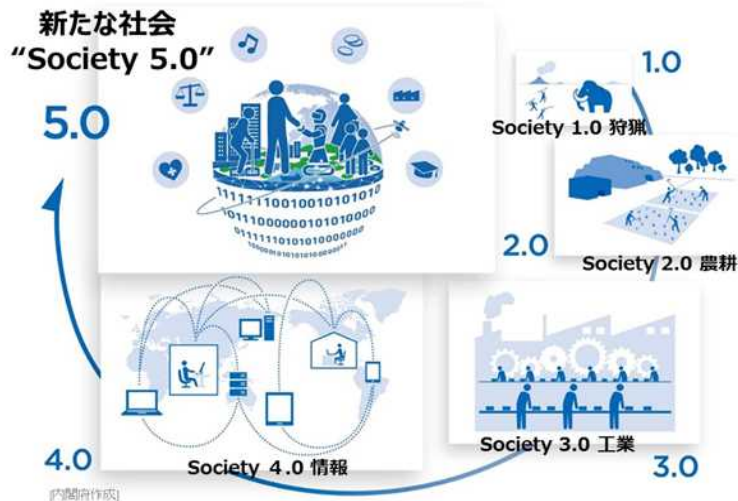
2 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値(2015年国勢調査基準)である。

3 「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

# Society 5.0の概要

## 1. Society 5.0 とは

- ・ サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)
- ・ 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会
- ・ 第5期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱



## 2. Society 5.0 の仕組み

### 【これまでの情報社会(4.0)】

- ・ 人間がサイバー空間から情報やデータを入手、解析

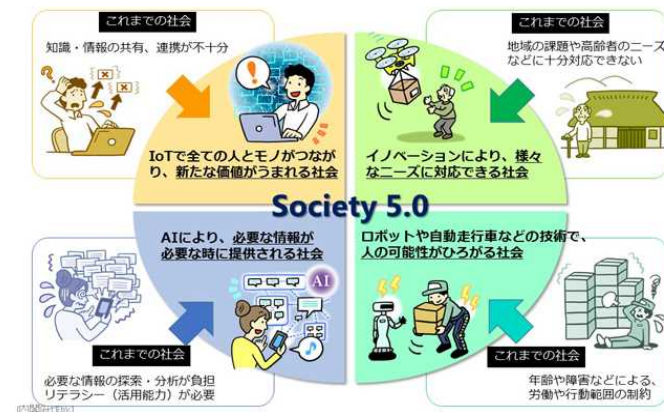
### 【Society5.0】

- ・ サイバー空間に集積されたビッグデータを人工知能(AI)が解析
- ・ 解析結果はロボットなどを通して人間にフィードバック ➤ 新たな価値の創出

課題への十分な対応が困難  
(様々な制約)

## 3. Society 5.0 で実現する社会

- IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有
  - 今までにない新たな価値の創造



- 経済発展と解決すべき社会的課題が複雑化するなか、IoT、ロボット、人工知能(AI)といった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ
  - 経済発展と社会的課題の解決を両立



# 「Society 5.0時代の地方」の実現に向けた基本的考え方

## 1. 時代認識

- Society5.0に向けた大変革期の入口に立つとともに、東京一極集中が孕むリスクや地方の疲弊が限界を迎えた時代にあり、さらには災害の多発に直面

## 2. 目標

- こうした中、持続可能な地域社会の実現に向け、Society5.0の様々な可能性を活用して、地域コミュニティの再生と維持と地域の安心・安全の確保に取り組む必要

## 3. 地域コミュニティの再生と維持

- Society5.0を支える様々な革新的技術を活用した、就業の場の確保・生活サービスの確保
  - 就業の場の確保
    - ・革新的技術の活用による地域の基幹産業・観光業の高度化や新産業の創出
    - ・東京一極集中が孕むリスクを踏まえた、サテライトオフィスの活用を含む企業の地域への移転促進
  - 生活サービスの確保
    - ・自動運転、遠隔医療、遠隔教育などの活用
    - ・自治体窓口における翻訳システムの導入等による、業務プロセスの効率化（行政の効率化）
- 若者たちの「生活環境を変えたい」という意識の変化を捉えた担い手の確保
  - ・都市部の移住関心層に対する地域の雇用・生活情報の提供
  - ・地域活性化活動への関与（地域おこし協力隊等）

## 4. 地域の安心・安全の確保

- 災害の発生予防に資する防災インフラの整備、災害に対応できる人材の確保、インフラの適正管理の推進等による安心して暮らせる地域づくり

# 「Society 5.0時代の地方」実現に向けた施策の考え方

## 1. 就業の場の確保

### (1) 地域の既存産業を高度化する、新産業を創出する

- 地場産業・農業等地域の基幹産業への革新的技術の実装  
IoT技術（センサー、ドローン等）、AI技術等革新的技術の地域産業への活用による産業高度化
- 5Gを支える基盤整備による地域での新たな市場創出・社会課題解決  
条件不利地域において、5GやIoT等を支える高速・大容量なICT基盤を整備するとともに、総合実証等を実施を通じて、様々な産業分野への5Gの利活用による新たな市場創出や、社会的課題の解決を促進
- 地域の人材・新技術を駆使した地域ぐるみでの観光産業の振興  
地域おこし協力隊・地域おこし企業人・地域住民等の地域内外の資源・地域企業（放送コンテンツを制作する事業者を含む）や、多言語翻訳・モバイル決済・4K・8K等の新技術の総力を挙げて、インバウンド観光をはじめとする地域の観光を活性化

### (2) 地域への企業の移転を促進する

- テレワーク・サテライトオフィスの推進  
テレワーク・サテライトオフィス等の推進により、日本全国どこでも仕事ができる環境を構築し、地方への新たな企業誘致を推進

### (3) 地域内産業チェーンを構築する

- 地域資源や地域の企業・大学の力を活用した事業創出  
地域の様々な資源や、地域の農・工・商・学等の多様な主体の連携促進による、地域における新規事業創出  
〔中期を見通した取組〕・・・産官学連携による地域企業振興施策に関する各府省横断的な評価、調査の実施
- 分散型エネルギーの推進  
バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の立ち上げを、経産省・農水省・環境省と連携して支援

## 2. 担い手の確保

### (1) 地域の担い手を育成する

- 技術革新をはじめとする社会変革に対応した人材の育成  
AI、ICT等をはじめとする革新的技術による社会変革への対応に習熟した地域コミュニティ・地域企業を支える人材の育成の推進
- 地域課題解決に資するアドバイザー等の人的支援の充実化  
地域おこし企業人、地域力創造アドバイザー、地域情報化アドバイザー等、公務員を含む先進的人材による地方公共団体・地域企業・住民組織等へのノウハウ移転を支援

### (2) 地域への移住・定住を促進する

- 地域おこし協力隊のなり手の確保、地域への定住・定着の促進  
地域おこし協力隊の地域要件の緩和、起業・事業承継の支援や「おためし地域おこし協力隊」の創設等による定住・定着の促進
- IoT・ICT技術を活用した地域ぐるみでの移住関心層への情報提供・相談体制の強化  
IoT・ICT技術を活用するとともに、地域金融機関等多様な主体を巻き込んだ移住関心層への仕事・生活関係情報の提供支援や、「移住・交流情報ガーデン」等を活用した移住関連イベントの実施等による、移住関心層等への情報提供・相談体制の強化
- 都市部の中高年層や地域の人材の発掘、マッチングの推進  
都市部等の中高年層や育児等で離職中の地域の人材等の多様な人材と、人手不足に悩む地域企業等をマッチングするとともに、地方公務員の人材活用を推進  
〔中期を見通した取組〕・・・事業承継に対する支援施策に関する各府省横断的な評価、調査の実施
- 地域における多文化共生の推進  
多文化共生アドバイザーの創設等による地域における多文化共生の更なる推進

### (3) 地域との多様な「関わり」を創出する

- 地域と多様に関わる「関係人口」の創出、拡大  
地域と多様に関わる「関係人口」・「関係地域」を創出し、地域外の者の地域への関与・関心を高める

## 3. 生活サービスの確保

### (1) 地方公共団体が提供する生活サービスの創出・高度化を促進する

- 自治体業務へのICTやAI等の導入促進  
ICTやAI等を活用した標準的かつ効果的な業務プロセスを構築するとともに、RPAを導入する
- 地域のデータを活用した地方公共団体による効率的な生活サービスの提供促進  
スマートシティをはじめ、オープンデータ等の地域のデータの活用による公共・生活サービスの効率的・効果的提供
- 教育分野への新技術導入促進  
教育分野におけるクラウド化を推進し、学校現場におけるデータ利活用により、教育の高度化、教職員の事務の効率化等を促進
- 水道・下水道分野へのICT技術導入促進  
浄水場等の集中管理・遠隔操作、管渠の自走点検等、ICT技術を活用した水道・下水道管理の推進
- 広域での生活サービスの提供と遊休資産の活用推進  
連携中枢都市圏・定住自立圏をはじめとするサービス提供の広域的対応と遊休資産の効果的活用の推進

### (2) 住民組織が提供する生活サービスの創出・高度化を促進する

- 集落を支える住民組織の生活サービス提供能力の向上  
集落を支える地域運営組織における、生活サービス関連（買い物支援、移動支援）などの収益事業の起業等を支援
- 「共助」の仕組みのICT、IoT技術の導入による効率化・高度化  
地域内の助け合いへの先進技術の導入や活用等を支援することによる「共助」の仕組みの効率化・高度化の推進

### (3) 企業等が提供する生活サービスの創出・高度化を促進する

- 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進  
実証を通じて、安全かつ効果的な遠隔医療実施モデルを構築  
地域の拠点病院と過疎地等の病院をつなぐ遠隔医療導入
- 地域公共交通の高度化の推進  
〔中期を見通した取組〕・・・地域公共交通確保施策に関する各府省横断的な評価、調査の実施
- 4K・8K等の放送環境の高度化の推進  
条件不利地域における4K・8K放送の送受信環境の整備を推進
- ICT技術を活用した郵便局と地方公共団体等の地域連携強化  
郵便局におけるICT技術の活用による地域課題解決の推進
- 地域における基礎的なサービスの提供体制の充実  
公益性を持つ民間サービスを効果的に提供できる法人制度等の研究
- 海外展開の推進による国際競争力強化  
生活サービスの国際競争力強化に向けた地域発のICTの海外展開の推進

## 4. 安心して暮らせる地域づくり

- 災害の発生予防に資する防災インフラの整備  
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業の円滑な執行を図るとともに、当該事業とも連携しつつ、地方公共団体が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進
- 消防防災体制の充実強化  
多様化・大規模化する災害に迅速かつ確に対応するため、「自らの命は自らが守る」を前提に、大規模災害に出動する緊急消防援助隊や地域防災力の中核となる消防団の充実強化をはじめとした取組により、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進
- 災害に対応できる人材の確保等  
大規模災害の発生時において十分な職員派遣ができる体制の整備を推進
- インフラの適正管理の推進  
インフラの機能を適切に発揮できるよう、長寿命化対策や点検のICT化を含む、インフラの総合的な適正管理を推進
- 地域社会の維持・再生  
将来にわたり安心して暮らせる地域社会の維持・再生を図るため、地方の自主的・主体的な取組を推進
- 地域防災における先進技術の利活用推進  
Lアラート・G空間防災システムの普及・利活用や、防災拠点向けWi-Fi環境の整備等による、先進技術の防災分野での活用促進

注 総務省「地域力強化プラン～Society5.0時代の地方～」(平成30年12月20日)より抜粋。

# 「Society 5.0時代の地方」の実現

## 前提となる時代認識

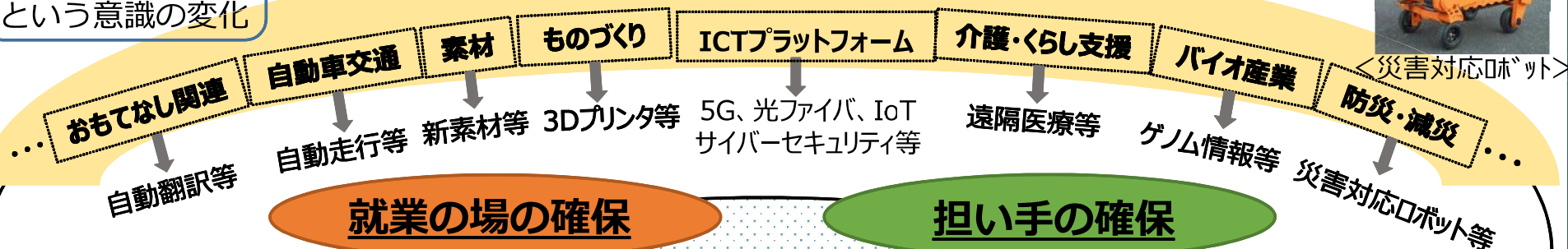
Society5.0の到来 / 限界まで進んだ東京一極集中が孕むリスク、地方の疲弊 / 多発する災害

## 持続可能な地域社会の実現

～Society5.0の様々な可能性を活用する地域へ【地域力の強化】～

若者たちの「生活環境を変えたい」という意識の変化

### Society5.0を支える技術



＜災害対応ロボット＞



＜自動翻訳＞



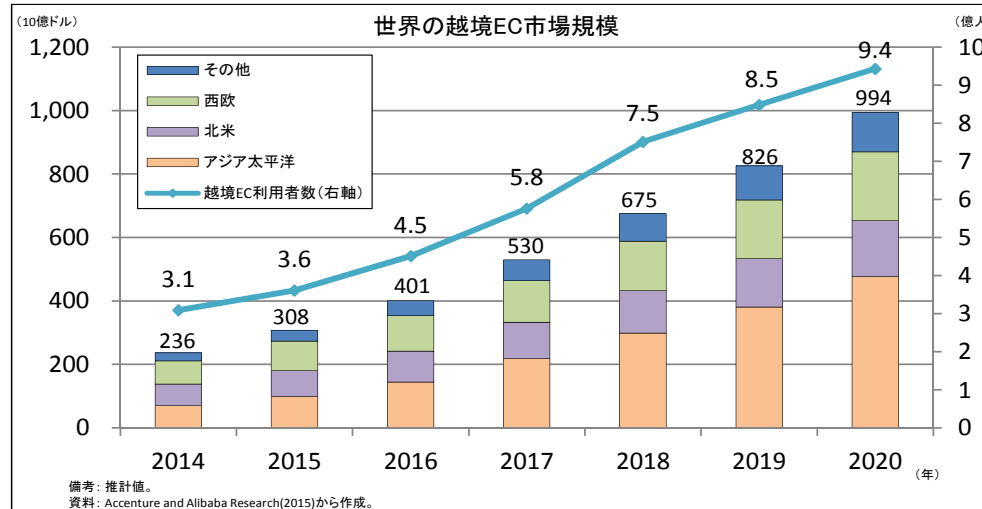
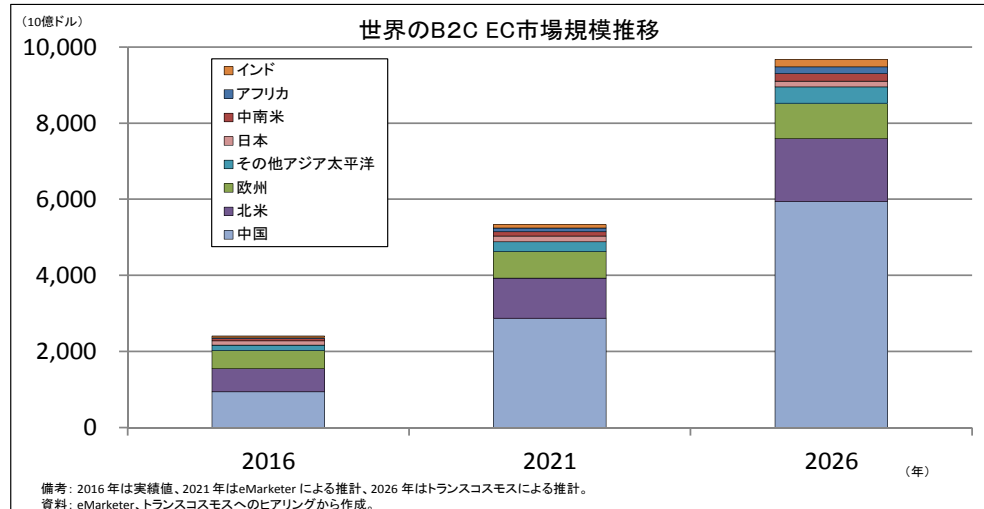
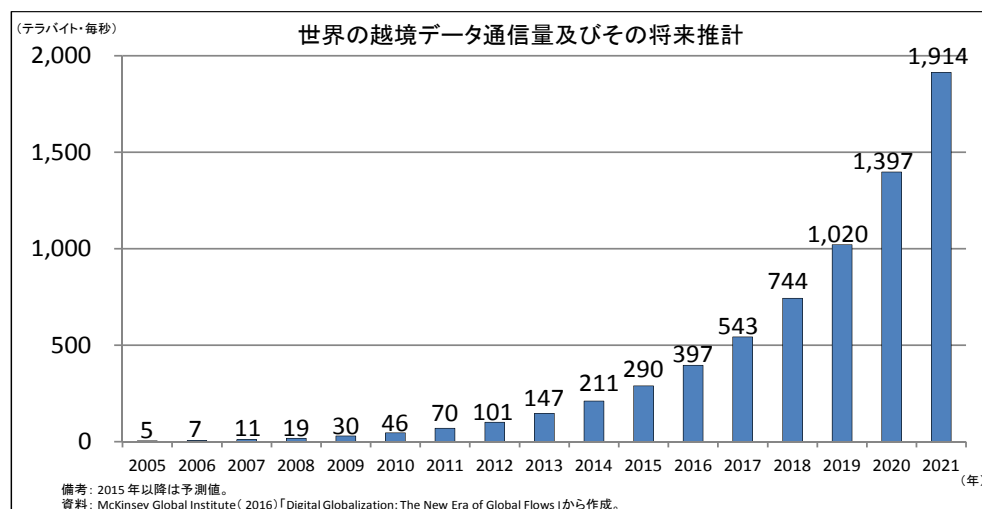
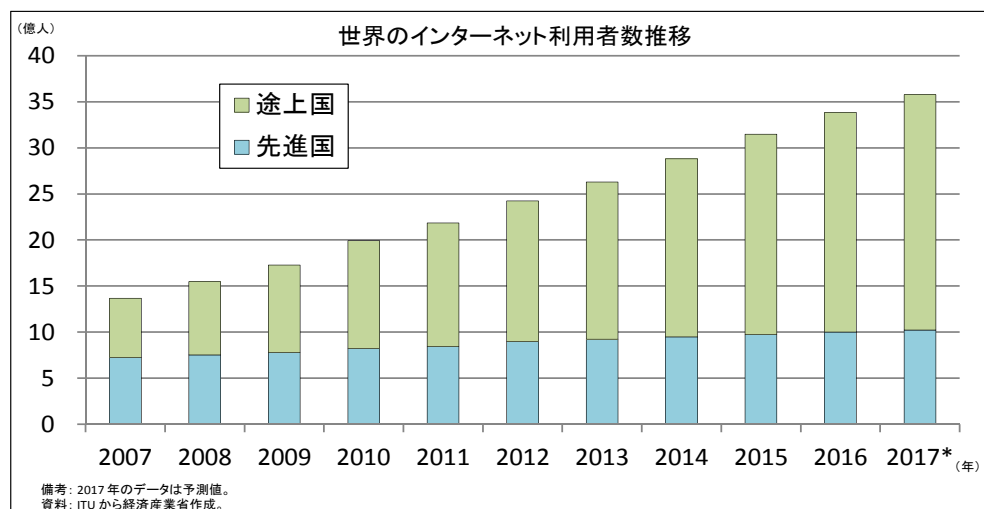
＜遠隔医療＞

### 【安定的な地方税財政基盤の確保】

- ・ 一般財源総額の確保
- ・ 地方法人課税の偏在是正
- ・ 地方行財政改革の推進

# デジタル化の進展

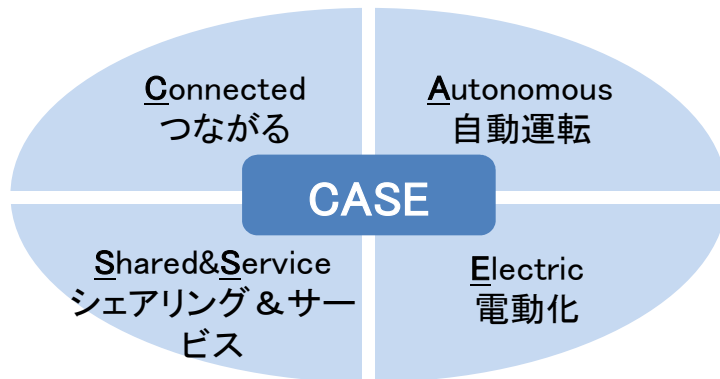
- 世界におけるインターネット利用者数は確実に増加。
- 2002年から2014年の間に国境を越えるデータ通信量は45倍に拡大し、2021年までにさらに9倍に拡大すると推計。
- 2016年の世界のB2C(企業が一般消費者を対象に行うビジネス形態)EC(電子商取引)市場規模は、対前年比122%の約2.4兆ドルとなり、今後も年平均14.9%の成長率で拡大し、2026年には約9.7兆ドルにまで拡大すると推計。
- 各国におけるEC市場の拡大に呼応する形で、越境EC(インターネットの通信販売サイトを通じて行う国際的な電子商取引)の市場規模も拡大。



# 自動車をめぐる大変革

## クルマの未来 CASEの潮流

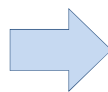
- CASEは、つながる(Connected)・自動化(Autonomous)・利活用(Shared & Service)・電動化(Electric)の頭文字により名付けられ、次世代自動車のあり方・技術要素を表す。
- CASEの潮流により、自動車産業は、ハードからソフトへの付加価値シフト、利用段階ビジネスの拡大など、構造変化を進めている。
- CASEによって、クルマに新たな社会的価値が生まれることとなる。



自動車産業  
の構造変化

- ・新たなプレイヤーとのイノベーション競争
- ・ハードからソフトへの付加価値シフト
- ・利活用段階ビジネスの拡大
- ・必要となる開発投資の大規模化
- ・新たな人材確保・育成の必要性
- ・部素材サプライヤーの経営革新の必要性 など

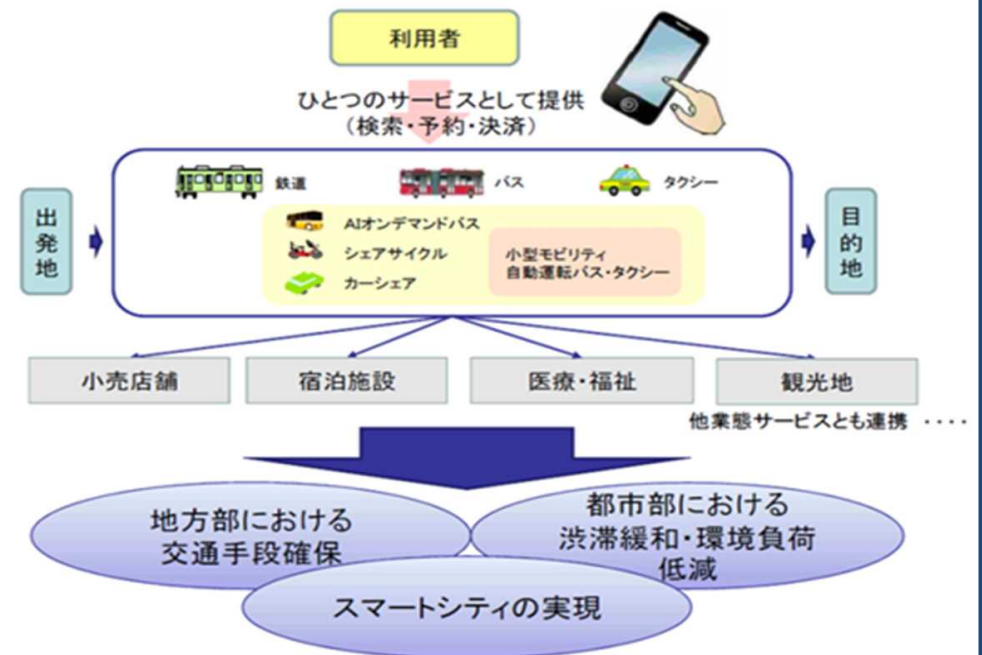
CASEによりもたらされる  
クルマの新たな社会的価値と将来のモビリティ社会像



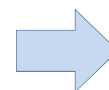
- “エネルギーインフラ”としてのクルマ**  
⇒ 低炭素・分散・強靱な自動車・エネルギー融合社会の構築
- “移動ソリューション”としてのクルマ**  
⇒ 移動弱者ゼロ化、豊かな移動による豊かな地域社会づくり
- “走る情報端末”としてのクルマ**  
⇒ 渋滞等の都市問題解決、効率的なデジタルスマートシティの実現

## 次世代の交通 MaaS

- MaaS(Mobility as a Service)とは、出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。
- スマートフォンアプリを用いて、出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行えるサービス等が典型。
- MaaSの実現により、場面に応じてユーザーが最も望む交通手段をより手軽に使えるようになることが期待される。



MaaSの実現により想定される効果

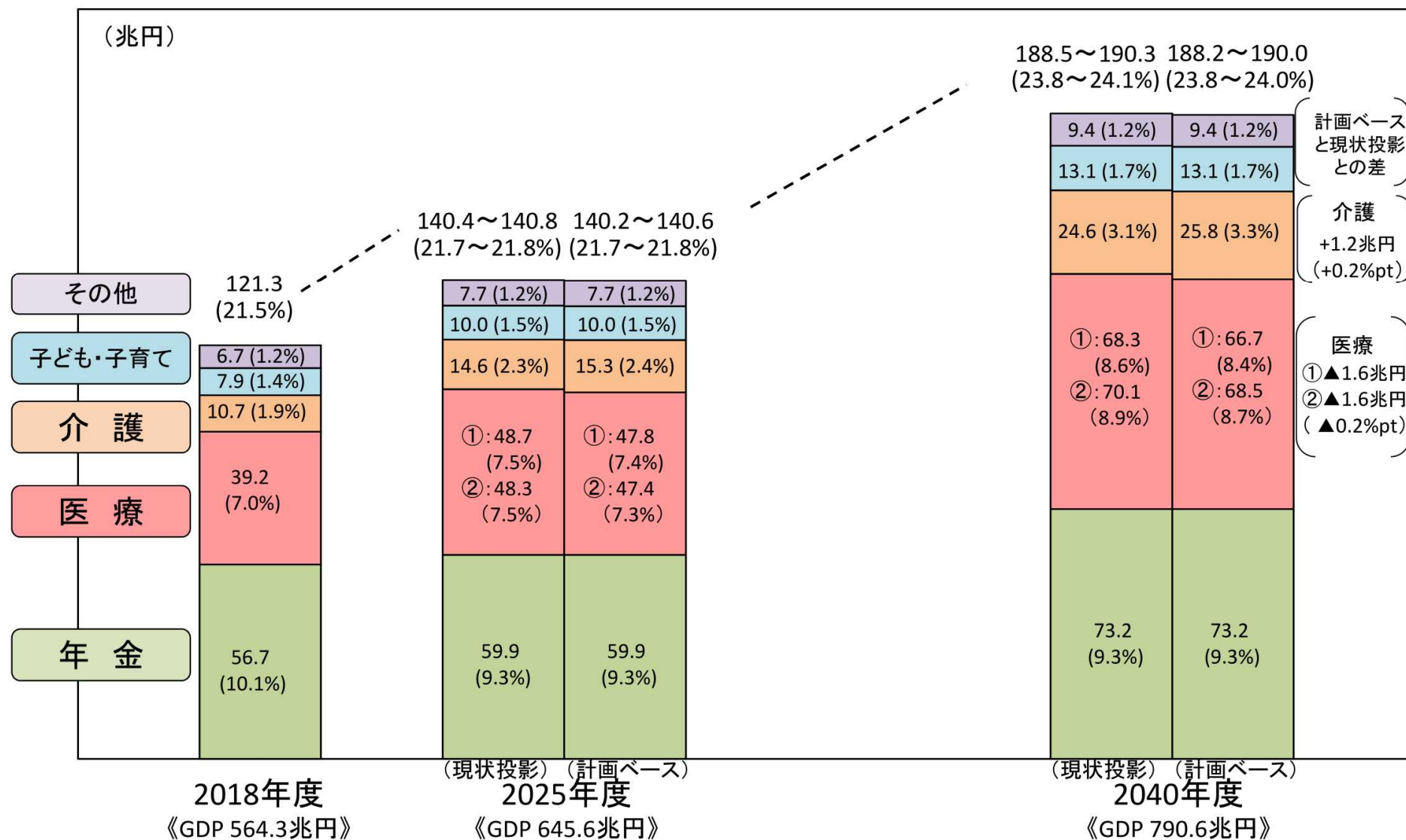


**シームレスでストレスフリーな移動実現による利用者利便の向上**

- ・公共交通機関の利用シェアの増加
- ・都市部における渋滞の削減や環境負荷の低減
- ・公共交通機関の運行効率化、生産性向上
- ・人流データ収集（→路線の再編）

出典: MaaS ALLIANCE “White Paper” ERTICO “VISION PAPER”

# 社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）



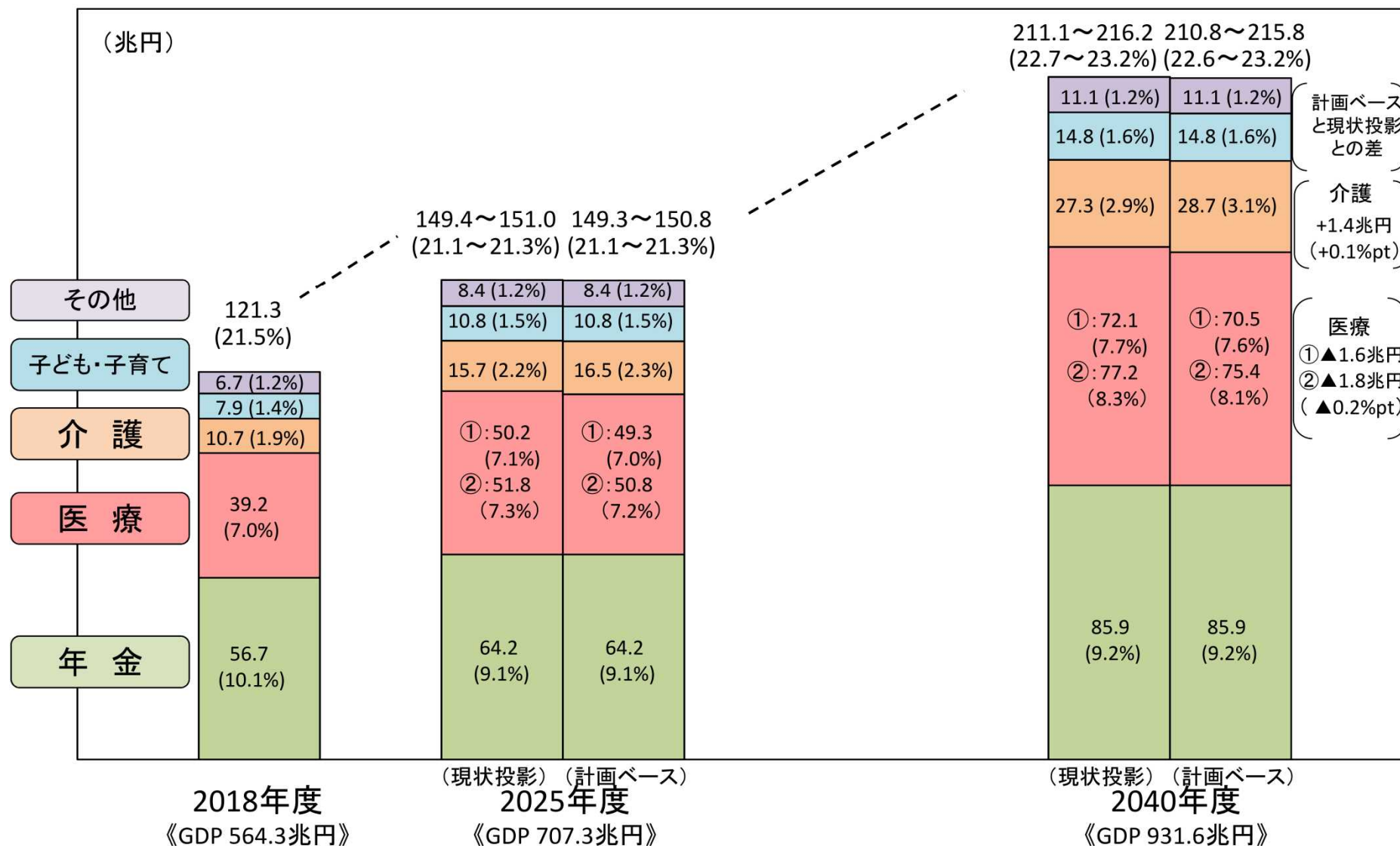
注1 ( )内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおいており給付費に幅がある。

2 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

3 2025年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月)等、2040年度は、公的年金の平成26年財政検証ケースFに基づいた前提値による経済前提。

4 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(平成30年5月21日)より抜粋。

# 社会保障給付費の見通し（経済：成長実現ケース）



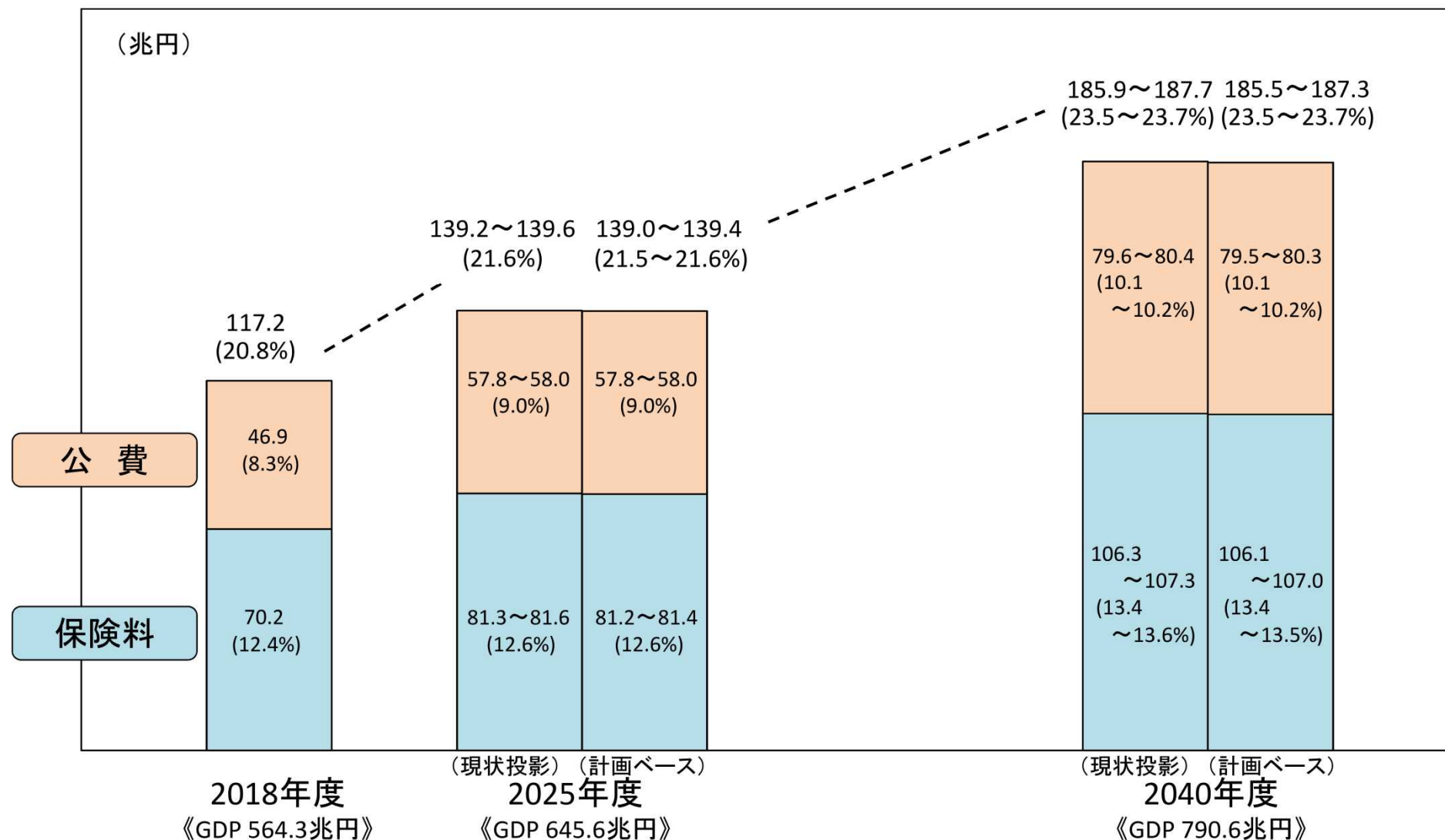
注1 ( )内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおり給付費に幅がある。

2 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

3 2025年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月)等、2040年度は、公的年金の平成26年財政検証ケースEに基づいた前提値による経済前提。

4 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(平成30年5月21日)より抜粋。

# 社会保障負担の見通し（経済：ベースラインケース）



注1 ( )内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおり負担額に幅がある。

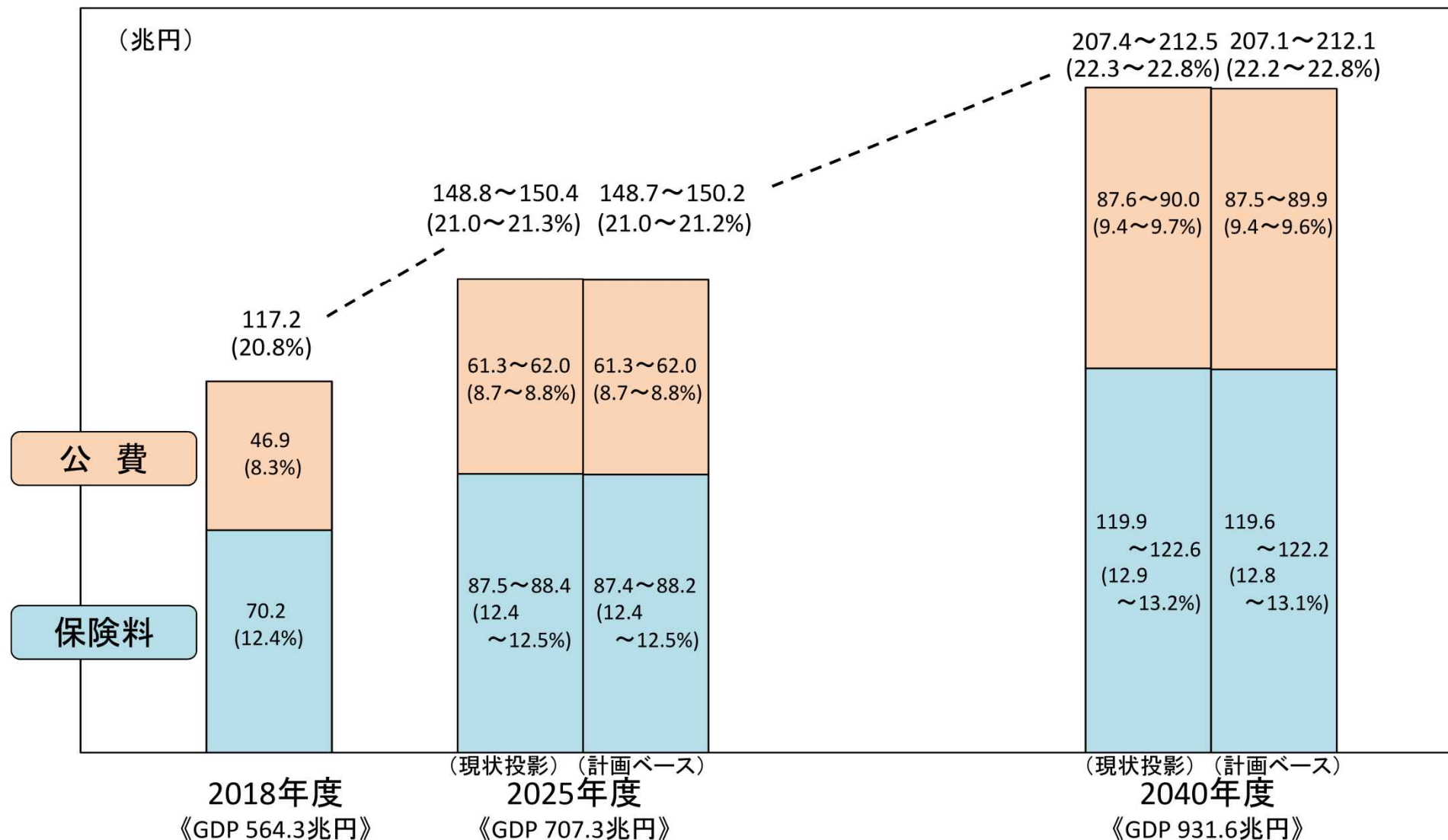
2 給付との差は、年金制度の積立金活用等によるものである。

3 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

4 2025年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月)等、2040年度は、公的年金の平成26年財政検証ケースFに基づいた前提値による経済前提。

5 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(平成30年5月21日)より抜粋。

## 社会保障負担の見通し（経済：成長実現ケース）



注1 ( )内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおり負担額に幅がある。

2 給付との差は、年金制度の積立金活用等によるものである。

3 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

4 2025年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月)等、2040年度は、公的年金の平成26年財政検証ケースEに基づいた前提値による経済前提。

5 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(平成30年5月21日)より抜粋。

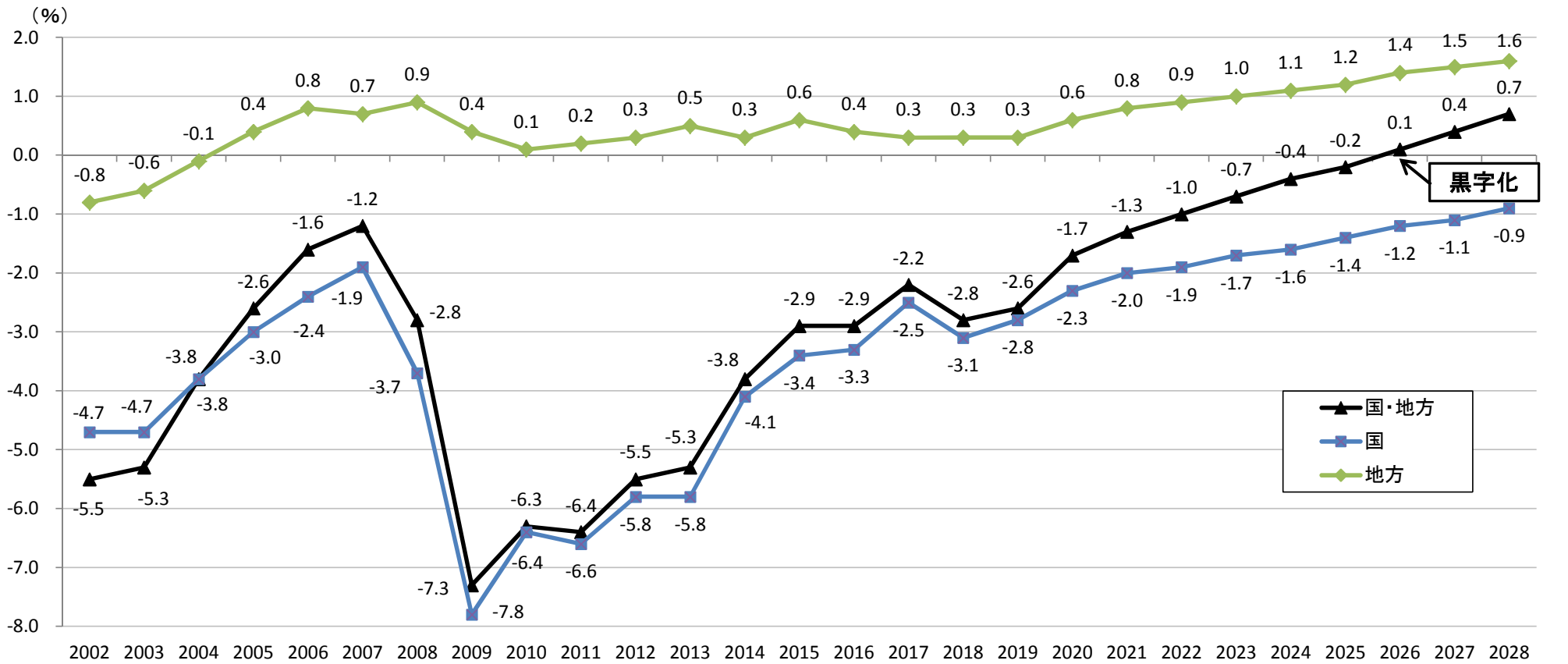
# 地方分権改革のこれまでの経緯等

| 内閣                                                                                                                                                                        | 主な経緯等     |           |                                                          |               |                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|----------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 宮澤内閣 (H3.11～H5.8)<br>細川内閣 (H5.8～H6.4)<br>羽田内閣 (H6.4～H6.6)<br>村山内閣 (H6.6～H8.1)<br><br>橋本内閣 (H8.1～H10.7)<br>小渕内閣 (H10.7～H12.4)<br>森内閣 (H12.4～H13.4)<br>小泉内閣 (H13.4～H18.9)   | 平成5年      | 6月        | 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)                                      | 地方分権改革<br>第一次 | <第1次改革の概要><br><br>○ 機関委任事務制度の廃止<br>○ 国の関与の新しいルール創設<br>○ 権限移譲 など           |
|                                                                                                                                                                           | 平成6年      | 9月        | 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)                                    |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成7年      | 5月        | 地方分権推進法成立                                                |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           |           | 7月        | 地方分権推進委員会発足(H13.7月まで)<br>※ H8.12月 第1次～H10.11月 第5次勧告      |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成11年     | 7月        | 地方分権一括法成立                                                |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成13年     | 7月        | 地方分権改革推進会議発足                                             |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成14年～17年 | 6月        | 骨太の方針(閣議決定)(毎年)<br>⇒ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)        |               |                                                                           |
| 安倍内閣 (H18.9～H19.9)<br>(第1次)<br>福田内閣 (H19.9～H20.9)<br>麻生内閣 (H20.9～H21.9)<br>鳩山内閣 (H21.9～H22.6)<br>菅内閣 (H22.6～H23.9)<br><br>野田内閣 (H23.9～H24.12)<br>安倍内閣 (H24.12～)<br>(第2次～) | 平成18年     | 6月<br>12月 | 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)<br>地方分権改革推進法成立                     | 第二次地方分権改革     | <第2次改革の概要><br><br>○ 地方に対する規制緩和<br>○ 事務・権限の委譲 など<br>・ 国から地方<br>・ 都道府県から市町村 |
|                                                                                                                                                                           | 平成19年     | 4月        | 地方分権改革推進委員会発足(H22.3月まで)<br>※ H20.5月 第1次～H21.11月 第4次勧告    |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成23年     | 4月        | 国と地方の協議の場法成立<br>第1次一括法成立 …義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等         |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           |           | 8月        | 第2次一括法成立 …都道府県から市町村への権限移譲等                               |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成25年     | 3月        | 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣)                                 |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           |           | 4月        | 地方分権改革有識者会議発足                                            |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成26年     | 6月        | 第3次一括法成立 …都道府県から市町村への権限移譲等                               |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           |           | 5月<br>6月  | 第4次一括法成立 …国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲等<br>「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成27年     | 6月        | 第5次一括法成立 …国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲等                       |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成28年     | 5月        | 第6次一括法成立 …国から地方、都道府県から市町村への権限移譲等                         |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成29年     | 4月        | 第7次一括法成立 …都道府県から指定都市等への権限移譲等                             |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 平成30年     | 6月        | 第8次一括法成立 …国から地方、都道府県から中核市への権限移譲等                         |               |                                                                           |
|                                                                                                                                                                           | 令和元年      | 5月        | 第9次一括法成立 …都道府県から中核市への権限移譲等                               |               |                                                                           |

提案募集方式の導入  
(平成26年～)

国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移（成長実現ケース）

○ 国・地方のプライマリーバランス対GDP比は、成長実現ケースでは、2025年に▲0.2%となり、2026年度にはプライマリーバランスは黒字化すると見通しがなされている。



国・地方のプライマリーバランスの実額の推移 (年度)

(兆円程度)

| 年度      | 2002   | 2004   | 2006   | 2008   | 2010   | 2012   | 2014   | 2016   | 2018   | 2020   | 2022   | 2024   | 2026  | 2028  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 基礎的財政収支 | ▲ 28.1 | ▲ 20.0 | ▲ 8.5  | ▲ 14.4 | ▲ 31.5 | ▲ 27.0 | ▲ 19.6 | ▲ 15.4 | ▲ 15.2 | ▲ 10.1 | ▲ 6.1  | ▲ 2.9  | 1.0   | 5.1   |
| 国       | ▲ 24.1 | ▲ 19.7 | ▲ 12.8 | ▲ 19.1 | ▲ 31.9 | ▲ 28.6 | ▲ 21.0 | ▲ 17.6 | ▲ 17.0 | ▲ 13.6 | ▲ 11.6 | ▲ 10.4 | ▲ 8.6 | ▲ 7.0 |
| 地方      | ▲ 4.0  | ▲ 0.3  | 4.2    | 4.6    | 0.4    | 1.6    | 1.5    | 2.2    | 1.8    | 3.5    | 5.6    | 7.4    | 9.6   | 12.1  |

注 内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成31年1月30日経済財政諮問会議提出)」より作成。

# 経済財政運営と改革の基本方針 2019（仮称）原案 ～概要～

|             |                                                                                                                 |               |            |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------|
| 直面する課題      | 人口減少・少子高齢化の進行                                                                                                   |               |            |
|             | デジタル化と第4次産業革命の進展                                                                                                | 生産性と成長力の伸び悩み  | 地方経済の活性化   |
|             | 通商問題・保護主義の台頭                                                                                                    | 社会保障と財政の持続可能性 | 海外経済の下方リスク |
| 経済財政運営の基本認識 | <b>持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立</b><br>(1)潜在成長率の引上げによる成長力の強化      (2)成長と分配の好循環の拡大      (3)誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり |               |            |

グローバルな環境変化を強く意識

## 新たな時代への挑戦：「Society 5.0」実現の加速

- － 第4次産業革命による高度な経済、便利で豊かな生活が送れる社会の実現
- － 人生100年時代の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍できる社会の構築

### Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

#### 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

- ◆ デジタル市場ルール整備、フィンテック・金融、モビリティ、コーポレート・ガバナンス
- ◆ **全世代型社会保障への改革**：高齢者雇用、中途・経験者採用促進、疾病・介護予防
- ◆ 人口減少下での地方施策の強化：地銀・乗合バス経営統合・共同経営、地方への人材供給

#### 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

- ◆ 人づくり革命：幼児・高等教育無償化、大学改革、リカレント教育
- ◆ 働き方改革：長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金
- ◆ 所得向上策：就職氷河期世代支援プログラム、最低賃金引上げ

#### 地方創生の推進

- ◆ 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出
- ◆ 観光・農林水産業活性化、海外活力取込み、中小・小規模事業者支援

#### グローバル経済社会との連携

- ◆ G20における持続的成長へのコミットメント・TPP等の21世紀型ルールの国際標準化
- ◆ データの越境流通等のルール・枠組み。SDGsを中心とした環境・地球規模課題への貢献

### 経済再生と財政健全化の好循環

#### 新経済・財政再生計画の着実な推進

- ◆ 「経済再生なくして財政健全化なし」。600兆円経済と2025年度財政健全化目標の達成
- ◆ 基盤強化期間（2019年度～21年度）の「目安」に沿った予算編成

#### 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

- ◆ デジタルガバメント：国主導の辞任システム・データ標準化、地方自治体のデジタル化、書類・対面手続き簡素化
- ◆ 政府情報システムに関するプロジェクト管理の導入・拡大、予算の一括要求・計上等

#### 主要分野ごとの改革の取組

- ◆ 社会保障：予防・健康づくりの推進、年金制度改革、医療・介護制度改革
- ◆ 社会資本整備：スマートシティの実現、重点プロジェクトと生産性向上、PPP/PFI、公的ストックの適正化
- ◆ 地方行財政：交付税など財政制度改革、公営企業・第三セクター経営改革、見える化・横展開
- ◆ 文教・科学技術：PDCAサイクルの徹底、EBPM推進による予算の質の向上

#### 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

- ◆ 「見える化」の徹底・拡大や先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等

### 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方

デフレ脱却・経済再生最優先の基本方針。あらゆる政策を総動員し、経済運営に万全を期す

- ◆ 2019年度は、臨時・特別の措置等により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む
- ◆ キャッシュレス・消費者還元事業、プレミアム付商品券事業、耐久消費財（自動車・住宅）の税制・予算措置の実施により、消費の喚起・下支え
- ◆ 来年度予算編成においても、適切な規模の臨時・特別の措置を講じる。海外経済の下方リスクに十分目配りし、リスクが顕在化する場合には、機動的な政策を躊躇なく実行